



川前小ガイド 2017

-安心してお子さんを通わせるための学校生活 Q&A-

Ver.2 (2017.4 発行)

〒989-3212 仙台市青葉区芋沢字赤坂 16 番地
Tel: 022(394)2225 Fax: 022(394)6727

やしおキッズ : 080-6057-8576
川前児童館 : 394-7386

1. 欠席・遅刻・早退・登下校に関して

Q. 欠席・遅刻・早退させるときはどう連絡したらいいですか？

A. 体調不良や通院、ご家庭の都合などで学校を**欠席する場合**は、連絡帳に理由を記入し、登校時に兄弟姉妹または近隣の児童に預けてください。やむを得ず連絡帳が使えない時は、必ず保護者の方が電話連絡をお願いします。電話連絡の場合は、7:40 から 8:30 までの間にお願いたします。8:30 をすぎても連絡がなく、お子さんが学校へ来ていないときは、安否の確認のため、児童調査票に記載していただいた緊急連絡先に順を追って連絡させていただきます。場合によっては、家庭訪問をする場合もあります。なお、Eメールでの欠席連絡は承っておりません。

遅刻する場合は、欠席と同様です。遅れて登校する場合は、できるだけ、教室まで保護者の方が付き添ってください。連絡がなくお子さんが学校へ来ていないときは、安否の確認のため学校から電話連絡をさせていただきます。

早退する場合は、あらかじめわかっている時は、連絡帳で担任へ連絡をお願いします。緊急時は電話でお知らせ下さい。なお、早退の時は、安全確保の観点から、お子さんをひとりで帰すことは原則としてできません。お手数ですが、保護者または保護者に依頼され身元が確かな方に確実に引き渡すために校舎内までお迎えをお願いします。

Q. 親族の告別式に参列したいのですが、欠席になりますか？

A. 児童との続柄により、忌引となる場合があります。忌引は出席停止と同じ扱いとなりますので欠席にはなりません。日数等は続柄や移動距離によりますので、担任にご相談ください。

〈主な忌引きの日数〉

父母死亡のとき	7日
祖父母死亡のとき	5日
兄弟姉妹死亡のとき	4日
伯叔父母死亡のとき	4日
曾祖父母死亡のとき	4日

Q. 入院することになり、長い間欠席します。何か手続きなどはありますか？

A. 入院等の理由によって長期欠席し、給食の実施日で7日以上食べない場合は、給食を止める必要があり、給食費の返金が発生しますので、必ず事前に担任へご連絡ください。

Q. 病院でインフルエンザの診断を受けました。欠席になりますか？

A. 下記の学校感染症は、「欠席(病欠)」ではなく、法令上「出席停止」扱いとなります。溶連菌感染症等、下記以外の感染症でも、医師の指示により「出席停止」となる場合もあります。「出席停止」の診断を受けたらすぐに学校に連絡して下さい。「出席停止」扱いの感染症が完治し登校する時は、「登校願い」が必要となります。基本的に「登校願い」がなければ登校することができません。「登校願い」は、昨年度の保健だよりについていますので、お持ちであれば切り取って提出します。(今年度は今後発行する予定です) または、お子さんの登校初日に担任から用紙をもらい、保護者の方が記入しお子さんに持たせて下さい。

〈学校感染症(「登校願い」が必要な病気)〉

インフルエンザ、百日咳、風疹(三日はしか)、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核髄膜炎菌性髄膜炎 その他医師の指示によるもの

なお、ノロウイルスやロタウイルスによる感染性胃腸炎にかかった場合は、教育委員会からの指導により、2週間は給食当番ができませんのでご了承下さい。



Q. 仕事で朝早く出なければなりません。子どもを早めに登校させてもいいですか。

A. 朝は8:10-8:25に学校に着くよう指導しています。児童用昇降口は、年間を通じて天候を問わず7:45頃に開錠しています。その時間までに出勤している職員の数は限られるため、それ以上早く校舎に入れることは安全上できません。こうした事情をご理解の上、お子さんを登校させていただきますようお願いいたします。

Q. 川前小の下校時刻について教えてください。

A. 川前小学校では4月から10月は16:30、11月から3月は16:00までには下校させています。放課後に会議が入る場合は、児童の安全管理の観点から、校庭では遊ばせず、一斉下校としています。帰宅(家に着く)時間も4月から10月は17:00、11月から3月は16:30までです。また、子どもたちだけで学区外に出ることも禁じています。

また、児童館利用児童は、学校での放課後遊びをしないことになっています。

なお、学校では「放課後は、まずまっすぐ家に帰り、出かける時には家にランドセルを置いてから行き先を残して出かけること」と指導しています。この約束を各ご家庭でも確認していただき、遊びに行く際は、行き先を話したり、書き残したりするといった約束事をご家庭の中で決めておいて下さい。

2.緊急時の対応に関して

Q. 災害発生や緊急時の対応を教えてください。

A. 警戒宣言（地震）の発令や火事・風水害（大雪）などの災害は、いつ起こるか分かりません。日頃から緊急時の対応についてご家族で十分に話し合い、確認しておいて下さい。

川前小学校には学級毎の「電話連絡網」はありません。学校からの緊急時の連絡は、まずは、緊急配信メールにより連絡します。アドレスの登録をしていないご家庭には、担任から順次電話で連絡をします。機種変更等でメールアドレスや電話番号を変更した場合は、速やかに担任まで連絡ください。

なお、不審者等の情報についても、随時、学校からのお便り等でもお知らせしていきます。

以下の場合、学校へ迎えに来ていただき、**保護者への直接引渡し**を行います。

- 市内で震度5強以上の地震発生
- 学校侵入傷害事件発生
- 学区内及び近隣で殺傷等の重大事件発生（犯人未拘束の場合）
- 台風等で下校が無理な場合



Q. 自家用車で学校に行くことはできますか？

A. 児童の事故防止と駐車場の広さの関係から、自家用車でのご来校（乗り入れ）は、特別な場合を除き、基本のご遠慮いただいています。事情があり、お子さんを送迎する場合（けがによる早退など）校地内への出入りや校地内の走行には十分にお気をつけください。学校は事故の際の責任をおいかねます。送迎のため、校地周辺に停めて待機する場合は、交通の妨げになる場所や近隣の施設、商店等駐車しないでください。

本校の教育活動が地域のご迷惑とならないよう、マナーを守ってご来校いただきますようにご理解とご協力をお願いいたします。

Q. 学校から「お子さんが体調を崩した（けがをした）」との連絡がありました。どうすればいいですか？

A. 子どもたちが体調を崩したりけがをしたりした場合は、まず保健室で容体を観察します。その上で、受診や自宅での静養が必要であると判断した場合は、その旨を保護者の方に連絡させていただきますので、原則としてお迎えをお願いします。その際は自家用車で迎えに来ていただいて構いません。体育館の周りを左回りで進むと来客用駐車スペースに着きます。そちらをご利用下さい。

電話連絡は、児童調査票に記載していただいた緊急連絡先に、順を追っていたします。

緊急の場合には、学校の判断で、タクシーまたは救急車で病院へ搬送する場合があります。その際は、後からでも構いませんので、保険証を持って、慌てずに病院へいらしてください。



Q. 「学校でけがをしたら保険が適用される」と聞きました。こういった手続きはどうですか？

A. 学校管理下の事故による災害（けが等）で、初診から治ゆ

までにかかった費用（医療費総額）が総計5000円以上のものについては、日本スポーツ振興センターに災害給付申請を行うことができます。掛け金（児童ひとりにつき460円）は、加入に同意された方のみ、同意書とともに毎年全校一斉に集金しております。

給付の申請は、学校を通して行いますが、申請に使用する書類は、通院の際、保護者から病院に申告して書いていただきます。ただし、給付事由が生じた日から2年間給付申請を行わないと、災害給付を受ける権利が時効により消滅します。災害給付制度について不明な点があるときは、保健室の養護教諭（394-2225）までお問い合わせください。

なお、管理下外の事故の場合、保護者の方も含め、「仙台市PTA協議会障害補償制度」の適用を受けられる場合があります。この掛け金（一家庭1000円）は、PTA会費と一緒に引き落としております。保障の申請やこの制度に関する問い合わせは、PTA総会資料でお示しする内容をご確認の上、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」（022-298-2280）に直接お問い合わせください。

3.学習用具や持ち物に関して

Q. 体育着や上靴は指定のものがありますか？

A. **体育着**は指定のものがあります。生協愛子店のみで取り扱っておりますので購入をお願いいたします。転入した場合などはサイズ変更で買い換えるまで前の学校のもので構いません。

上靴の指定はありません。自分で靴ひもが結べない場合は、「バレーシューズ」など自分で着脱ができるものにしてください。



水着も指定はありません。水泳の学習をするのに望ましい形のものをご購入してください。キャップは学年毎に色の指定があり、6年間その色を使います。

〈平成29年度の各学年の水泳帽の色〉

1年：オレンジ	2年：緑	3年：赤
4年：水色	5年：黄色	6年：白

名札は、防犯上の理由から、1年生は「回転式」のタイプを使用しています。担任が斡旋しております。値段は140円（税込み）です。2年生以上は校内でだけ名札をつけます。現在の名札が壊れたら奥田商店で購入していただきます。学校では販売しておりません。

Q. 教室に忘れ物をしてしまいました。取りに行かせてもいいですか？

A. 放課後、児童が忘れ物を取りに来校することは、来校するのが遅い時間になりがちであり、行き帰りの危険防止の観点から、基本的にさせていません。どうしてもやむを得ない場合は、できるだけ17:00までに保護者の方が付き添った上でお願いします。（17:00以降は閉庁している場合もあります）来校の際は、玄関脇のインターホンで用件を告げ、職員の対応をお待ちください。土日祝祭日など、学校が閉庁しているときは、対応できません。

なお、登校時に忘れ物に気づき、途中から家に戻ることも大変危険です。学校では「登校途中に家に戻ることはしない」と子どもたちに指導していますのでご理解をお願いいたします。

Q. 校内で落とし物をしてしまいました。どこに聞けばいいですか。

A. 校内及び校地内で拾った落とし物は、職員室に届いています。記名があれば持ち主に渡し、記名が無い場合は職員室で預かっています。落とし物をした時は、まずは職員室(394-2225)にお問い合わせください。

なお、授業参観の機会を利用して、昇降口に落とし物の展示を行っています。もしその中にお子さんの持ち物があつた時は、職員室にお声掛けの上、お持ち帰りください。

保存スペースの都合上、展示後は全て廃棄させていただきますので、ご了承ください。

4.給食に関して

Q. 川前小学校の給食は、一食いくらで作っているのですか？

A. 川前小学校では、校内の給食室で約530食の給食を作っています。毎日のメニューも、他校に誇れるバラエティーに富んだ内容としております。ぜひ川前小ブログで本校の給食メニューをご覧ください。



この給食は1食239円で献立を考え提供しており、その食材費は、各ご家庭から徴収している給食費で全てまかなっています。食材費に関する市からの補助金などは一切ありません。従って、給食費の納入が滞ると、食材費が減り、結果的に子どもたちの給食メニューに影響が出てしまいます。

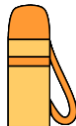
野菜などの食材も昨年来値上がりしております。子どもたちにおいしい給食を提供し続けるためにも、こうした事情をご理解いただき、給食費のスムーズな引き落としにご協力下さい。

なお、給食費の全額援助を含む「就学援助」の相談・申請は、随時受け付けておりますので、本校事務職員(394-2225)までお気軽にお問い合わせ下さい。



Q. 食物アレルギーがあります。給食の対応を教えてください。

A. アレルギーで食べられない食材がある場合は、その内容を把握する必要があります。まずは担任に連絡をしてください。養護教諭や栄養教諭を交えて保護者の方と学校で面談を行い、給食の対応について相談させていただきます。



Q. 水筒を持っていくことはできますか。

A. 川前小では、熱中症予防等のために、水分補給が必要と思われる日は、ご家庭の判断で水筒を持参してもよいことにしています。基本的に校内にいるときは水道水を飲むことができるので、登下校時の水分補給のために水筒を使用します。中身は水にしてください。水筒の置き場所や管理については、担任の指示のもと、自分で管理させています。また、登下校中に飲む時は飲みながら歩いたりすることのないようにマナーや安全に気を付けて飲むように指導しています。衛生面での注意も含め、ご家庭でもお声掛け下さい。

5.教育相談に関して

Q. 子どもや家庭のことで相談したいことがあります。

A. 担任への連絡や相談があるときは、まずは連絡帳でお願い

します。緊急の時は、お電話でも構いません。面談の希望等があれば、遠慮無くお申し出下さい。なお、担任への連絡や相談のお電話は、授業時間や勤務時間の関係上、できるだけ16:00から17:00までの間をお願いいたします。担任以外であれば、8:30から17:00までの間、随時受け付けております。なお、出張等で不在の場合もありますので、その際は後ほどお返事いたします。

保護者の方からの相談については、担任の他に、以下の職員も対応しております。



- ・教頭 ・養護教諭 ・教育相談担当教諭
- ・生徒指導担当教諭 ・いじめ担当教諭
- ・不登校担当教諭 ・スクールカウンセラー(不定期)

児童からの相談については、担任の他に、以下の職員も対応しております。

- ・養護教諭 ・さわやか相談員(不定期)
- ・スクールカウンセラー(不定期)

Q. 子どもが「友達にいじめられた」と言っています。心配です。どうしたらいいでしょうか。

A. 相手のあるけがやいじめ等、子どもに関するトラブルについては、「事実を確認すること」を第一に対応を進めています。まずは担任、あるいは、前Qで紹介した職員にご相談ください。子どもたちや保護者の方からそのような訴えや連絡があったときは、担任や学年スタッフが、被害を訴えた子→関わっているとされた子→周りにいた子の順で聞き取りを行い、事実関係を把握します。その後、把握した内容について付き合わせながら、再度子どもたちに確認を行っていきます。さらに、把握した内容は聞き取りを行った児童の保護者にも、報告・説明していくことを基本としています。心配な事案については、その後も継続して様子を見ながら、再発防止に努めます。

子どもたちに聞き取りを行う中で、話の内容に食い違いが生じる場合もあります。その場合は、その食い違いを含めて、学校で把握した内容を随時報告しておりますのでご理解下さい。

解決までに時間を要する場合もありますが、子どもたちのより良い人間関係作りのために、今後も丁寧な対応と指導を心掛けていきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

6.個人情報の管理に関して

Q. 勤務先が変わりました。学校に知らせる必要はありますか？

A. 年度当初に書いていただいた「児童調査票」の記入内容に変更があったときは、必ず、担任を通してお知らせください。こちらで追記し変更いたします。特に、緊急の連絡にかかわる自宅や携帯、勤務先等の電話番号やメールアドレスは重要です。

Q. 友達の家に連絡したいので電話番号を教えてください。可能ですか？



A. 電話番号をはじめ、児童の個人情報に関しては、慎重かつ厳重に取り扱っております。本人(保護者)の同意が無い限り、学校から教えることはできませんのでご了承下さい。

Q. 携帯電話を持たせることはできますか？

A. 本校では、原則として、児童の校内への「携帯電話（スマホ含む）の持ち込み」は禁止しています。お子さんに携帯電話を持たせる場合には、まず、事故防止の観点から、各ご家庭でルールなどをしっかり決めた上で持たせて下さい。その上で、保護者の方がやむを得ず校内への持ち込みが必要と判断された場合は、理由を詳しく書いた「持ち込み申請書」を提出していただけます。校内で申請理由等を精査の上、校長が許可をした場合のみ持ち込み可とします。万が一、「申請書」にある「誓約」内容を守っていただけない場合は、許可を取り消すこともありますのでご了承下さい。また、持ち込まれた携帯電話の破損や紛失については、学校は責任を負うことはできませんのでご理解下さい。

7. 転出・転入・学区変更に関して

Q. 引っ越しすることになりました。どのような手続きが必要ですか？（転出の手続き）

A. 以下の手順で手続きを行って下さい。

1. 転校が決まったら、まずは担任へご連絡ください。所定の「転出届」を担任よりお渡しします。最終登校日、転居先、転校する学校が決まり次第、「転出届」にご記入ください。
2. 転校先の学校へ早めに電話連絡をお願いします。その際は、「手続きのための来校日、登校開始日、学年、児童氏名、保護者氏名、新住所、現住所、現学校名、連絡先（携帯など）など」を相手校にお伝えください。
3. 川前小での最終登校日に、「在学証明書、転学児童用教科用図書給与証明書、児童名ゴム印」（通称「三点セット」）をお受け取りください。給食費や教材費等の精算（返金）をする場合は事前にお伝えします。念のため、ご来校の際は、印鑑の準備をお願いいたします。
4. 上記「3点セット」と、市役所等で住所変更をした際に発行される「就学通知書」を持って、転校先の学校で手続きをしてください。原則「就学通知書」がなければ転入手続きをすることができません。詳細は転校先の学校にお問い合わせください。

なお、川前小で使用していた教科書、教材、学用品等は絶対に処分しないでください。転校先でも継続して使用することができます。同じ教科書の場合、紛失すると再給付されず、自己負担で購入することになりますのでご注意ください。

また、夏休み中や冬休み中に転出が決まった場合も、速やかに学校までご連絡下さい。

Q. 川前小の学区へ引っ越します。どのような手続きが必要ですか？（転入の手続き）

A. 上記「転出の手続き」を参考にしてください。川前小での手続きも同じです。まずは、電話でご一報いただき、手続きのための来校日を決めた上で、「就学通知書」他必要書類を持ってご来校ください。

Q. 学区外に引っ越しをするのですが、そのまま川前小へ通うことはできませんか？

A. お子さんが就学する市立の小・中学校については、教育委員会で住所による通学区域に基づき指定しています。基本的には指定された学校への就学となりますが、特別な事情があり、

指定された学校への就学が困難な方につきましては、教育委員会の許可により、指定された学校以外の小・中学校への通学（指定学校変更）が認められる場合があります。この指定学校変更の許可基準は、仙台市教育委員会の web ページも掲載されておりますのでご参照下さい。また、指定学区の変更を希望される場合は、仙台市教育局総務企画部学事課奨学調整係（214-8860）にお問い合わせ下さい。

8. PTA 活動に関して

Q. PTAはどのような活動をしていますか？

A. PTAは、父母教師会とも呼ばれ、仙台市内のすべての小中学校にその組織があります。子どもたちや学校のために、様々な活動を行っています。活動内容は、秋のお祭り「川前フェスタ」、校舎清掃奉仕活動、夏休み中に子どもたちが学校のプールを使用できるようにする「プール清掃」「夏休みプール開放」近隣校との親睦を図る「三校親善ソフトバレーボール大会」などの大きなイベントの他にも、各種委員会や学年委員会、地区委員会を中心にたくさん活動を行っています。

Q. 活動資金は？

A. PTA 会費を実家庭数と教職員から集め、予算を編成しています。予算案はPTA 総会で承認された後執行されます。仙台市からPTAに補助金も出ています。

9. 学校施設開放に関して

Q. 子供会で学校施設を使いたいのですが？

A. 主にスポーツ振興などを目的として体育振興会やスポーツ少年団などに学校施設を開放しています。開放するのは校庭と体育館で「学校施設開放管理運営委員会」が調整に当たっています。定期的に使用するには、団体の登録が必要ですが、規則を守ること、営利団体でないこと、宗教と関係しないことなどの条件をクリアし、管理運営委員会に承認される必要があります。ただし、施設開放団体でなくても、PTA や町内会、近隣教育施設などが単発で使用したい場合は、できるだけ優先し使用できるように調整しています。したがって、子供会で行う行事などの際は、体育館や校庭を使用することができますので、窓口の教頭までご連絡ください。調整を行うために使用したい月の前月初めまでにご連絡ください。

※基本的に場所をお貸しするだけになります。物品の貸し出しについてはご相談ください。

Copyright © 2017 仙台市立川前小学校. All Rights Reserved.

（本ガイドのカラー版を学校 web 上に掲載しております）

